

○文部科学省告示第百六号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年五月十五日

文部科学大臣 下村 博文

牛と牧童	金魚と遊ぶ子供たち	木菟	小禽を捕らえる鷺	蛙を捕まえる猫	ぶらさがる猿	群鹿図	鯉図	栗と栗鼠	蜥蜴と兎	瀧、鷺に猿		うづくまる猿図	指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右		平成二十七年五月 十五日	指定をした日
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右		平成二十七年六月 十五日から同年九 月十五日まで	指定の有効期間
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	指定美術品等を公開しようとする者 の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名	三菱一号館美術館 館長 高橋 明也 東京都千代田区丸の内二―五―二 三菱地所株式会社 美術館室 公益財団法人河鍋曉斎記念美術館 理事長・館長 河鍋 楠美 埼玉県蕨市南町四―三十六―四	
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右		三菱一号館美術館 東京都千代田区丸の内二―六―二 平成二十七年六月二十七日から同年九月六 日まで	指定美術品等を公開する予定の施設の名称 及び所在地並びに指定美術品等を公開する 予定の期間